

第24回

島原市農業委員会総会議事録

平成22年5月28日

第24回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成22年5月28日(金) 16時00分
2. 閉会日時 平成22年5月28日(金) 16時30分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名 欠席者2名
5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
6. 報告事項
使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第24回島原市農業委員会総会を開会します。

本日は、7番委員は病気のため、20番委員は所用のため欠席との連絡がっております。

出席委員は31名中29名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、17番委員、18番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の許可申請の1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、動噴、自動車をそれぞれ1台ずつ保有しております。すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、バインダー田植機をそれぞれ1台ずつ所有しております。すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインをそれぞれ1台ずつ、キャリアを2台所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請人について、現地を確認してきましたので報告します。

譲受人は37年の農業経験があり、夫婦で農業を行っており経営規模拡大のためのもので、通作距離は約100メートルで、意欲的に農業に取り組んでおり、問題ありません。

2番について、譲受人は55年の農作業歴があり、夫婦で農業を行っており、今回は耕作利便のためのもので、通作距離は自宅前6メートルでしっかり管理できますので、問題ありません。

3番について、譲受人は20年の農作業歴があり、夫婦で農業を行っております。

今回は甥っ子に贈与するためのもので、通作距離は2.5キロメートル、意欲的に農業に取り組んでおり、問題ありません。

議長

1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番から3番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転による許可についての1番から3番は、許可することに決定します。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番と、第4号議案農地法第5条の規定に

よる許可申請の1番は関連がありますので同時に上程します。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番について、4ページの第4号議案、5条申請の1番で申請している土地に樂にはいるために角切したいとのことです。

4号議案1番の賃借人は申請地を借り受け、住宅を建築したいとのことです。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2号議案1番の申請地の西側は申請人所有の農地、他の3方は申請人の所有の通路となっております。

第4号議案の1番の申請地の北側は賃貸人所有の農地、西側は農地、南側は宅地で2号議案の1番の申請地、東側は賃貸人所有の通路となっております。

雨水は水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり、問題なしと見て参りました。

議長

現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番及び第4号議案の農地法第5条の規定による1番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。

第2号議案の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は、申請地に木造2階建共同住宅を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域の第3種農地となっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。尚、申請地内にある水路について、用途廃止申請中です。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は申請人の宅地、西側は農地、東側は道路、南側は水路になっており、建物は境界から2メートル以上控えて建設予定です。雨水について水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より水路放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番と、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請の2番は関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について、当初計画者は共同住宅を建築する予定でしたが、諸般の事情により共同住宅をあきらめ、承継者が一般住宅を建築したいとのことです。4ページの第4号議案の2番がその申請で、申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画は事前に配布済みですので、説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の南側は道路、北側、東側、西側の3方はすべて許可済み地になっております。雨水は溜めますより道路側溝へ放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案の2番について被害防除計画書の訂正をお願いします。12ページのカッコ1で(ア)の盛土に0.6mを書き込んで訂正をお願いします。

さて、当初計画は倉庫を建築するというので、許可を得ていたが、都合により住宅2棟を建築したいとの申し出です。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路、南側、東側及び西側は農地になっております。

平成13年に倉庫で許可を受けていたが、最近になって住宅2棟を建築していたので、計画を変更する場合には、許可後の計画変更承認申請書を提出しなければならないことや、工事も許可が下りるまで、実施してはいけないことなどを説明し、中断させました。

工事も中止し、本人からの謝罪がありましたので、現地調査員で協議し、許可相当との結論に達しました。

議長

現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

委員

当初の現地の状況を見ると、境界いっぱい建てていたので、日照権が心配、南側は70cmしか離れていないので、建物からの雨水が心配だ。又、作物に水を火かける時や消毒散布の時家を心配して散布しなければならないので、許可することに反対だ。

議長

反対意見が出ましたので、多数決で決めたいと思いますがどうでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

それでは、計画変更賛成の人は挙手をお願いします。

(賛成の挙手多し)

賛成多数ですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請2番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番と2番は許可相当になっておりますので、3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は、申請地を駐車場として利用したいとのことです。

申請地は都市計画区域の第3種農地になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の西側は線路敷、北側、南側及び東側は宅地になっております。雨水について自然流下により放流となっております。周囲の状況から見て、許可することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の申請人は、申請地を譲り受け、排水路として利用したいとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側及び南側は譲渡人所有の農地、東側は市道になっております。U字溝を敷設することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第5号議案、非農地証明願について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は、昭和51年月日不詳ころより車庫用地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、南側は宅地、東側は市道、西側は申請人所有の農地になっております。

車庫について20年以上利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	9件	33筆	38,222㎡
耕作権の再設定	4件	11筆	7,717㎡
合計	13件	44筆	45,939㎡

所有権移転については9ページのとおりですが、1番については都合により取り下げになっております。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

議長

使用貸借解約については10ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第24回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____